

8. 入湯税の使途内訳

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり充当している。

(単位：千円)

	令和元年度 決算 額	入湯税 充当 額	事業に対する 充当率
入湯税（歳入）	2,583		
消防施設等（歳出）	8,526	2,583	30.3%
9款 消防費	8,526	2,583	30.3%
1項 消防費	8,526	2,583	30.3%
1目 常備消防費	8,526	2,583	30.3%
消防庁舎施設管理費	8,526	2,583	30.3%

※入湯税は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。